

第4回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年7月8日（金）午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（12名）	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員（0名）				
推進委員（7名）	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（1名）	16番 井坂 正昭 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第17号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第19号議案 非農地の現況証明について 第20号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について 第2号 農地転用現況確認状況について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第 1 号 公共事業の施行に伴う農地転</p>	<p>事務局</p> <p>山本美代子委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長）</p> <p>（議長）</p> <p>（議長）</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、令和 4 年度 第 4 回農業委員会の定例総会を開催します。 農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号 7 番の山本美代子委員でございます。よろしくお願いを致します。 （農業委員会憲章の唱和） はい、ありがとうございました。ご着席ください。 それでは定例総会の開催にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願いします。 （長谷川会長あいさつ 中略） ありがとうございました。そう致しますと、本日の出席者報告を致します。 農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により会長が議長となります。では進行をお願い致します。 それでは座ってではございますが、本会を進行させていただきます。 本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。ご確認をお願いします。 日程 2 番、「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。 お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして議長において指名することには、ご異議はございませんか。 （「異議なし。」の声） はい。異議なしと云う事で 3 番横川力委員、4 番山上真治委員。2 名の方、議事録署名委員に指名をさせていただきます。よろしくお願いを致します。なお会議書記におきましては、事務局の方へお願いします。 次に日程 3、報告事項に移ります。報告事項第 1 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を、それでは事務局の方から説明をしてください。 報告事項 第 1 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明します。</p>

<p>用報告について</p>		<p>次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 2-1 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、久見 有限会社●●。土地の所在 大字埴見——。現況地目は畑、面積は 343 m²。地権者は、埴見●●。附記ですけれども、工事の所管課は湯梨浜町産業振興課。工事名および転用目的は議案書記載のとおりです。</p> <p>期間は令和 4 年 6 月 2 日から 7 月 29 日まででございます、位置図については、頁をめくって頂き 2-1 でございます。赤く着色をしている場所。埴見集落よりも下手の方なんですけれども。途中でですね。</p> <p>(資料は 2-2 頁、2-3 頁)</p> <p>番号 2 届出人は、園 有限会社●●。土地の所在 大字藤津——。現況地目は畑、面積は 2,279 m²。地権者は、藤津●●。附記ですが、工事の所管課は鳥取県中部総合事務所県土整備局河川砂防課。工事名および転用目的は議案書記載のとおりであります。</p> <p>こちらは、一時転用の完了報告であります。</p> <p>位置図については、また頁をめくって頂き 2-2 で、山田谷に上がる道の、丁度入り口の所でございますが。頁をめくって頂いて 2-3 に業者の方が提出して参りました完了届の写真であります。この様に、土場を綺麗にしてお返しをさせてもらいましたと云う事で、資料の方は付いております。</p> <p>報告事項第 1 号につきましては以上であります。</p>
<p>第 2 号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>次に、報告事項第 2 号「農地転用現況確認状況について」を説明してください。</p> <p>はい。報告事項第 2 号「農地転用現況確認状況について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>今回報告の番号 1 と番号 2 は一体の事業なんですけれども、地権者が番号 1 と番号 2 で異なるために転用許可がそれぞれ別になっている関係で、現況確認願いが 2 件分として提出されたものであります。</p> <p>ですので、説明は番号 1,2 を併せてさせていただきますのでご了承ください。</p>

<p>4 議事 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>(資料は 3-1 頁)</p> <p>転用事業者は、方地●●。土地の表示 大字白石——と同字——と同字——の 3 筆でございます。地目は田、面積はそれぞれ記載のとおりであります。</p> <p>転用目的は資材置場、駐車場で、許可指令年月日は令和 2 年 8 月 24 日。番号は記載のとおり。そして確認書交付年月日は令和 4 年 6 月 21 日。調査結果は 4 月 1 日工事完了であります。</p> <p>次の頁 3-1 に位置図を付けておりますので、ご確認をお願いします。一窪の田んぼが 3 筆に分かれておりましたと云う状況でございます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>はい。以上で報告事項の説明を終わります。これは報告事項でございますので、皆さん、このことにつきましてはご了承をお願い致します。</p> <p>なお、皆さんの方から、このことについてもう少し詳しくお聞きしたい、尋ねたいと云う事がございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。どうぞ。</p> <p>それでは無い様でございますので、以上を持ちまして報告事項を終わります。</p> <p>続きまして、次に日程 4 番。議事に移ります。</p> <p>議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、方面●●。譲受人は、方面●●。土地の所在、大字方面——。地目は台帳現況とも 畑、利用状況 畑。面積は 132 m²。</p> <p>権利取得後の経営面積は 19 アールで、農用地区域外の売買による所有権移転であります。</p> <p>農地の位置図につきましては、本冊頁をめくって頂き 4-1 を、ご確認をお願いします。</p> <p>ちょっと色合いが判り辛かったので、丸で囲っております所の真ん中に、三角形の形をした筆が申請地であります。</p> <p>また 4 頁に戻って頂きまして。</p>
---	--------------------------------------	---

<p>議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>(資料は 4-2 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、はわい長瀬●●。譲受人は、田後●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目は台帳現況とも 畑、利用状況 畑。面積は 1,573 m²。</p> <p>権利取得後の経営面積は 35 アールで、売買による所有権移転であります。</p> <p>それで、こちら、位置図の方は本冊の 4-2 頁。着色しております所で、航空写真の左側に家がパラパラあるのが、これ「新川」の集落ですし、図面の下側の方は「浜」の集落であります。</p> <p>新川から橋津の方に、ガソリンスタンドまで抜ける幹線の道路がありますけども、その幹線道路沿いと云う事になりますね。</p> <p>と云う事で、以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。</p> <p>はい。以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑は皆さんの方からございますか。</p> <p>質疑はありませんね。はい。大体場所分かりますよね。それでは質疑無しと云う事で、これを認めて質疑を終結致します。</p> <p>それでは採決を行います。議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定についての採決を行います。原案のとおり、この申請を可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり可決を致します。</p> <p>次に、議案第 17 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>それでは説明を求めます。</p> <p>議案第 17 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁、資料 1 の 1 頁から 6 頁)</p>
--	----------------------------------	--

	議長	<p>番号 1 土地の所在 はわい長瀬——。現況地目は田、転用面積は 490 m²であります。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は一般個人住宅で、建築面積は 115.93 m²。</p> <p>申請人は、はわい長瀬●●。立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域内であります。</p> <p>許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有でございます。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅 1 棟で、高さ 50 から 60 cmの盛土造成を行い、L 型擁壁を 15m、その他の所は法面と云うことになるんですけども。あと、農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書は添付されております。隣接耕作者はありません。</p> <p>本冊、頁をめくって頂き 5-1 頁が航空写真による位置図であります。長瀬西部の集落の所で、右側の方にお寺さんが写ってるんですけども。まあ、そう云う場所。</p> <p>それから、現地の写真につきましては、資料 1 の 1 頁ですね。ちょっと判り辛いんですけども、赤い線でおおよその位置を書いております。</p> <p>頁をめくって頂き 2 頁、資料 1 の 2 頁が公図。3 頁が排水計画図。平面図のところ、先ず右側にニュと出てるのが公共下水の方に接続する汚水の排出。それから下の方、舟川まで接続することになるんですけども、そちらは雨水の排水の方でございます。農地転用の申請地以外の部分も通ることになるんですけども、その申請地以外の部分については下の方に、赤と黒で標準的な断面図が描いてあるんですけども。田んぼの畔の下のあたりを、管を通すと云う計画となっております。</p> <p>それから頁めくって頂いて、4 頁が土地利用計画図。それぞれの法面の断面図も記載をされておりますので、またご確認をしてください。</p> <p>5 頁が建物の立面図。それから 6 頁が申請地周辺の上水道・公共下水道の管路図であります。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>よって、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。本案件につきましては、現地の確認を行っております。引き続き現地確認委員による現</p>
--	----	---

	<p>山上委員</p> <p>議長</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>事務局 徳岡推進委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p>	<p>地調査の報告をして頂きます。</p> <p>それでは4番の山上真治委員より、現地確認の報告をしてください。</p> <p>はい。本日13時40分から、長谷川会長、土海職務代理、中村委員、蔵本委員、事務局、そして山上の合計6名で現地を確認して参りました。</p> <p>本件の、はわい長瀬——ですが、現地の状況は集落の一角でありまして。数年前までは大豆が栽培されておりました。</p> <p>転用計画につきましては、排水の処理もされていて雨による土砂の流出の恐れは無く、周りの農地への支障も無い様ですので、この転用計画を認めることについて問題は無いことを委員全員で確認して参りました。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様です。</p> <p>以上で、現地確認委員による報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。徳岡委員どうぞ、発言してください。</p> <p>この土地はですね、先程山上さんの方から報告があった様に、数年前までは鳥取の業者が枝豆を作ってた。その奥の方も枝豆を作ってた。業者が撤退してですね、管理が困難な問題の土地なんで。まあ、家が建つと云うのは良い事だと思っておりますけども。農地でなくなるのはね。</p> <p>この境界ですよ。境界が北・南にあるのが、恐らくこの家の境界になると思うんですけども。これ、この家だけじゃなくて、この屋敷いっぱい擁壁を建てて行くと。</p> <p>擁壁ですね。</p> <p>擁壁って云うんですか。(位置図を示しながら) 此处の所、此处。此处が境界になる訳でしょ、此处が。此处にこの壁を付けて。こっちは付いてるのでしょうか。こっちは川だし。</p> <p>それで、道路からね、この土地に相当差がありますよね。50cmとか60cmで良いんですか。坂になりますね。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。それでは、そのあたりを説明してください。</p> <p>はい。資料1のね、4頁の土地利用計画図の方をご覧頂けますでしょうか。</p> <p>土地の平面図があるんですけども。まず、町道が右側にあるんですけども。その町道の高さに</p>
--	---	--

	徳岡推進委員 事務局	<p>合わせる造成計画と云う事で、一番右に造成の断面図がありますけども。①-①と云う奴が、丁度屋敷の道路側の分ですね。4頁。</p> <p>町道と申請地、面一にするのに0.5ないし0.6と云う事で盛土計画高が付いてますので、結局は、その高さかなと。</p> <p>そんなもんですか。</p> <p>そうみたいなんですよ、取り敢えず数字として出て来ておりますのが。数字としては0.5から0.6と云う事で書いてありますので。何れにしたところで、その0.5から0.6で足りなかったら面一になるまで盛土はするはずですので。ただ、業者が見積もってるのでは、そう云う計画になっていると云うこと。</p> <p>それからもう一点ですね、L型擁壁なんですけれども。L型擁壁。</p> <p>駐車場が二手に、上の北側、南側。別れております。L型擁壁は南側の駐車場にしてある所の、南側の10mと、それから、そこの左側5m。小っちゃい字で書いておりますけども。南側の横部分と縦5mでL型擁壁を設置します。</p> <p>それ以外の、いわゆる三方と云いますか、ぐるりについては法面。法面を作って、法尻の所にコンクリートブロックで境界ブロックと云う様な恰好で、ずっと据え付けをします。そう云う計画になっております。</p>
	徳岡推進委員 事務局 議長 事務局	<p>法尻はコンクリートブロック。2段のコンクリートブロック。</p> <p>それはこれでしょ。こっち側をこうする。</p> <p>そうですね。はい。</p> <p>ちょっと。「こっち側をこっち」って言われても。</p> <p>それぞれ断面が、①-①断面って云うのが東側。右側の方に断面が切つてあるのが①-①断面です。②-②断面って云うのが北側の断面です。②-②断面。</p> <p>それで西側が③-③の断面ですね。③-③って云う断面が2つあるんですけども。③-③の断面が西側と南西側の所にあります。</p> <p>それからL型擁壁を設置してる断面が④-④の断面。と云う事で案内で書いてありますので。ちょっとそれでお読み取りを頂ければと思うんですけども。</p> <p>L型擁壁は、だから、直壁ですから単純にそこが境界になりますが、法面の処理の所は②-②</p>

	<p>徳岡推進委員 事務局 徳岡推進委員 事務局</p> <p>議長 徳岡推進委員</p> <p>議長 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>河井推進委員 議長 河井推進委員</p>	<p>断面と③－③断面と云うのが法面での境界の処理と云う事で、なっております。</p> <p>これ全部●●さんの田んぼですよ。</p> <p>はい。</p> <p>その一部を、屋敷にする。</p> <p>はい。補足して説明させていただきますと。屋敷を建てる計画で、この度、はわい長瀬——と云う筆を分筆してあります。元は丸々べた一んの●●さんの田んぼだったんですけども、此処に家を建てたいと云う事で、既に分筆をしておられますので。こう云う形でね。</p> <p>それで、周りぐるりは農地として使いますと云う事で、申請書の方にも農地として活用しますよと云う事で一筆書いてもらったものを申請書に付けてもらってます。</p> <p>徳岡委員、徳岡委員の質問に対して、今、説明でよろしいですか。</p> <p>はい。分かりました。宅地も使い、農地にも使うと。だから農地の大きな所の一部を、ちょっと盛土をして家を建てると云う事でしょ。分かりました。</p> <p>分かりました。それでは関連して、河井委員どうぞ。</p> <p>資料のね、この。これ見ればね、まあ本人がされる事ですけど、この農地に、真ん中だけに宅地にすると云う訳だな。それで横はどうされるだろう。また、どこかの農業法人に貸せるだろうか。</p> <p>じゃあ、河井委員の質問に対して説明してください。</p> <p>はい。元々の田んぼを一部、真ん中辺を分筆して宅地に使っちゃうんですけども。その残った所の部分については「どうされますか。」と云う事で、ちゃんと付けてくださいと云う事で指導をさせてもらって。その、付けてある資料を読ませてもらいます。</p> <p>(申請書の添付資料を朗読《分筆後の、はわい長瀬——の農地の活用方法について》)</p> <p>と云う様な事が書いてありまして、一応ぐるりを、その土地の広さに見合った様な形で活用をしたいと云う事で計画を持っておられると云う事で、申請書に添付頂いております。</p> <p>そうするとね。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>この、本冊の5頁ですな、この転用面積。全部これ、農地から外すって訳かな。転用面積490って、どう云う意味。</p>
--	--	--

	<p>事務局 議長 事務局</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長 事務局 河井推進委員 事務局</p> <p>議長 河井推進委員 議長</p> <p>河井推進委員</p>	<p>はい。 どうぞ。</p> <p>説明します。本冊 5 頁の転用面積 490 ㎡って云うのが、資料の方の 2 頁の黄色く塗っている筆の丸々の面積です。だから、その部分を宅地に転用したいと云う計画です。</p> <p>だからね、転用面積って書いてあるでしょ、これ。それとプラス建築面積って云うのがあるでしょ。どれがどう云う具合になるかいな。</p> <p>今言うのは、この、こっちの枠でしょうがな。それが転用面積なのかなと。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>転用面積と建築面積は、何が違うかって云う事の意味ですよな。</p> <p>そうそう。</p> <p>その点については、資料 1 の 4 頁をご覧くださいませ。資料 1 の 4 頁で黄色く塗ってありますが、その筆の境界の所。敷地いっぱいを黄色く塗ってありますが。これが転用面積 490 ㎡で、はわい長瀬——と云う筆全体と云う事になります。それが 490 ㎡。転用面積。</p> <p>それで、建築面積って云いますのが、お家を建てる平面図が載っておりますけども。家を建てる所の建築面積の事が建築面積と云う事で表示をしております。</p> <p>車庫は、だから屋根とかを作らない計画ですね、今のところ。構造物としてはお家だけを。計画で載っておりますので、それだけの建築面積と云う事になってます。申請では。</p> <p>えーっと、良いですか。あの、分かって頂けました。</p> <p>分かりました。</p> <p>あの、これねえ、一連の申請をする以前に、うちに相談があれば。あればね、「こう云う風な線の引き方をしてはどうですか。」「こうされたらどうですか。」って指導が出来るんですけども。事前に分筆しちゃってあるんだ、これ。</p> <p>だから、うちの一連の説明だったら、此処にね、転用面積 490 ㎡ってあるでしょ。だから此処の所、本来は、例えばだよ。元の面積が 1 反の面積だったら、1,000 ㎡の内の 490 と云う風に書くんです。これ、線が引いちゃってあるからね。</p> <p>大体分かりましたけども。事務局が言うのはね、後の残りは野菜を作るとか何とか書いてある。転用面積が書いてある。何だろうかなと。だけど、分かりましたけども。</p>
--	--	---

議長		だから、こちら事務局の方も、「そこはじゃあ農地として活用していただけますか。」と云う事を念押しして、いわゆる農地の活用と云う事の今、説明でした。そう云う事です。皆さん、それでよろしゅうございますか。はいどうぞ、山本美代子委員どうぞ。
山本美代子委員		現在そこの残ってる所は、田んぼと云う事になってるんですけども。その田んぼをね、地目変更で畑に「してください。」と云うことの指導は。今度は、畑として使われるですよ。
議長 事務局		じゃあ、そのところの説明を。 地目変更の指導は致しておりません。と云うのが、農地として使って頂けるのであれば。土を入れて地上げをしたりと云う事をしないと云う前提であれば、敢えて地目変更する迄もない。田んぼを畑として、いわゆる転換畑として使う事には、全く問題はありませんので。事実上の転換畑になることになる訳ですよ、畑として使えば。元が登記地目が田んぼであれば。
山本美代子委員 事務局		地上げをしなかったら別に、しなくっても良い。 今のところ、地上げをしたりと云う計画が、あるのかないのか、伝わってないので。この申請書で行けば、残された農地部分は触らないと云う様な事ですから。それはそれで「農地として使ってくださいね。」と云う指導だけをしております。地目変更までは、特に必要は無いです。
議長 徳岡推進委員		はい。その他に質疑はございますか。 はい。
議長 徳岡推進委員		はい、どうぞ。 簡単に言えばですね、広い田んぼの一部分を、盛土をして家を建てると云う事ですよ。分筆をして。
議長 徳岡推進委員 事務局		はい、そのあたりを、じゃあ説明して。 家を建てる分だけ分筆をして、家を建てる。 単純に考えれば、田んぼがあって、広い田んぼがあって、一部分だけ地を上げて家を建てると云う申請なんですけども。先にそれで、土地の確定をさせちゃってるって云うか、分筆をしちゃってるって云う。そこが違う。 通常であればね、分筆予定と云う事で「此処に、こう云う風に家を建てたいから申請します。」と云う事で、大概は計画を出して来られるんですけども。 この申請に限っては、先に分筆登記をして「これでやります。」と云う事を出して来られたと

<p>議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>徳岡推進委員 事務局 議長</p> <p>事務局</p> <p>議長 徳岡推進委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>云う事です。</p> <p>なるほどね、分かりました。</p> <p>どっちでも構わないんですけども。</p> <p>今、事務局が説明しました様に、農地としての残った用地。農地としての管理は「こうこう、こう云う風にしますよ。」と云う説明を頂いたと。ただ、徳岡委員も不審に思われるのは、「じゃあ、農地はどうやって下りるの。」と云う気持ちがあるでしょ。その辺りのところの説明は。</p> <p>説明させていただきます。</p> <p>資料 1 の 2 頁を見て頂いて。残る田んぼの部分なんですけども、元々の田んぼの下り口って云うのは舟川のそば、で、下りる道が付いてたんですよ。東側の町道から舟川沿いに進入路と云いますか、田んぼに下りる所がありましたので。そこは残すと云う形になりますから。そこで下りて使うと云う事になりますし。また、家を建てちゃった後には、ぐるりが法面になりますので、お家から法面に沿って何処からでもスッと下りて、畑には下りられると云う事になりますので。また、機械が下りられるかどうかは別なんですけども。</p> <p>そう云う使い方をされると云う事になります。</p> <p>はい。と云う説明です。良いですか。</p> <p>分かりました。ありがとうございました。</p> <p>その他には、お尋ねはございますか。はい。それでは質疑は以上を持ちまして終結をさせていただきます。</p> <p>これより採決を行います。議案第 17 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に対する意見決定についての採決を行います。この申請を原案のとおり賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 17 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>続きまして、6 頁。次に議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明を求めます。</p> <p>議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達す</p>
--	--	--

	<p>議長</p> <p>蔵本委員</p>	<p>ることについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、6-1 頁及び資料 1 の 7 頁から 10 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字橋津——。現況地目は田。転用面積は 877 m²。転用計画の用途はその他の業務用地。施設概要は太陽光発電施設。建築面積は 456.45 m²であります。</p> <p>譲受人は、東伯郡北栄町 株式会社●●。譲渡人は、赤池●●。契約内容は、売買による所有権移転であります。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地、区分決定根拠は 小集団の生産力の低い農地であります。許可根拠規定は代替地なし。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有でございます。</p> <p>事業内容は太陽光発電設備で、450w パネルが 210 枚、防草シート、それから高さ 1,200mm のフェンスをぐるり 134m 設置する計画であります。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書、そして湯梨浜町太陽光発電設備ガイドラインに係る誓約書と同意書が添付されております。</p> <p>位置図につきましては本冊、頁をめくって頂いて 6-1。現地写真につきましては、資料 1 の 7 頁をお願い致します。</p> <p>7 頁の写真、ちょっと草が伸びておるんですけども、丁度作業員さんが草刈りに来ておられて、草を刈ってる作業員さんが写っている写真なんです。それで、今日、現地を確認頂きましたけども、草は綺麗に刈られている状態でした。</p> <p>それからまた資料 1、頁をめくって頂いて 8 頁が公図。それから 9 頁が土地利用計画図。それから 10 頁が太陽光パネル架台の構造図であります。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。それでは引き続き、現地確認委員による調査の報告をして頂きます。</p> <p>2 番の蔵本孝広委員より、現地確認の報告をしてください。</p> <p>橋津——と云う所で、6-1 頁を見てもらうと、北側にちょっと家がありますけど、●●釣具店です。</p>
--	-----------------------	---

	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員</p> <p>蔵本委員 徳岡推進委員 蔵本委員 徳岡推進委員 蔵本委員 徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員 議長</p> <p>河井推進委員 議長 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>それから、●●釣具店の同意書ももらっていると云う事ですし。それから隣接する農地ですけど、東側の田んぼは、今年は耕作されていなかったです。</p> <p>そう云う事で、隣接する農地は無いと云う事ですて、周りの農地への支障も無い様ですし、この転用計画を認めることに問題は無いことを委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>はい。以上で、現地確認委員による報告を終わります。</p> <p>では、ただ今より皆様の方より質疑を頂きます。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。徳岡委員どうぞ発言してください。</p> <p>今、蔵本委員から説明がありました。東側の方は聞いたんですけども、西側の方も畑になってない。</p> <p>雑種地。</p> <p>雑種地になるか。何か野菜とか作ってない。</p> <p>ないない。</p> <p>何も作ってない。</p> <p>駐車場みたいな感じですね。</p> <p>●●釣具店の駐車場かいな。分かりました。</p> <p>はい。良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>その他にございますか。質疑はございますか。</p> <p>ソーラーパネルの図柄とか、そう云ったものを見ながらでも、皆さんの質疑はございますか。</p> <p>じゃあちょっと。</p> <p>はい、どうぞ。河井委員どうぞ。</p> <p>この案件じゃないんですけどね、この大きい農地ですけど。申請地の東側の農地。これ、現状はどうなってる。</p> <p>はい。それでは説明してください。</p> <p>はい。先ほど蔵本委員からも報告頂いたとおりなんですけども。</p> <p>先ず、資料1の8頁の公図をご覧頂いた方が分かり易いんですが。橋津——の田んぼですけど</p>
--	---	--

	<p>徳岡推進委員 事務局 徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員 事務局 議長 事務局 議長 清水委員 議長 事務局 清水委員 事務局</p>	<p>も。今年は耕作はしてありませんで、稲刈り後の株がそのままチョンヽチョンヽなってる状態 あります。草は生えてないんですけども、株が残った状態で、荒起こしも何にもしてない。 そして橋津——の方は水稻が、耕作しておられました。 今年。 はい。と云う状況です。 橋津——のその隣の方は作ってない。あそこは作ってないかな。 橋津——のことですか。 橋津——。川のすぐ横です。 橋津——。 はい。 よろしいですか。 はい、どうぞ。 本冊 6・1 の写真の方が良いかもしれませんが。本冊 6・1 の写真でも、橋津——ですよね、 この筆、作ってない状態で写ってますけども。今もやっぱり作ってない状態で。それで作って るのは橋津——が、今現在作ってある田んぼと云う事になります。 はい。その他に質疑はございますか。はい、どうぞ。清水委員どうぞ。 この太陽光発電、これからどんヽどんヽ増えて来ると思うんですけども。私、町の都市計画審 議会の委員になって、発言したことがあるんですけど。●●旅館の所とかね、それから衛生研 究所をずーっと宮内に行った所に右側に、東郷池の中に出来てる。景観条例と云うのが無いので、 どんヽどんヽ、東郷池周りに出来ちゃったら、観光なんか、何て言いますかね、あまり良くな いかなど。農業委員会としてね、何か規制みたいなものが。町の方でも、景観条例が無いので、 あれだけ。農業委員会の方でダメだと云う風にしたらいけないんですかね。 はい。それでは、そこのところを説明してください。 農業委員会で出来るのは、農地法に基づいた審査によって、それが良いのか悪いのかと云う判 断までしか出来ません。景観が悪いからダメだと云う理由は出来ないです。 それは分かります。農業委員会としてはね。何か、進言みたいな事が出来んかなと思って。 ただ、景観の関係で町が条例をこの度作ってるんですけども、ぐるりを回る県道が、東郷池周</p>
--	--	---

清水委員
議長

りあるんですけども。県道の内側については規制をしましよと云う事になりましたので。
ただし、今出来ちゃってるものについては規制は出来ませんから、今後出来るものについて規制がかかって来る事になりますけれども。東郷池周りの県道の外側は、規制は特に無いので、そう云う意味ではありませんので。

分かりました。

まあ、そう云う状況にあると云う事で。私の方からも気を付けた事があるんですけどもね。だいたいこの、湯梨浜町と云うのは、だいたい観光に生きる町なんですよ。商業、観光、農業。これがだいたい三本柱なんですよ。

それで、ソーラーパネルと云うのは、景観をものすごく損じますよね。例えば●●旅館の横のあそこにしても。●●建設がした所でも。

こちらの方でもね、景観を損なうから周りに、周囲に木を植えてくれと云う様な申し出までしておるんですよ。●●建設に対しては。

それはそれとして、今、清水委員がおっしゃったのは、やはり湯梨浜。特に東郷池を核とした、この観光に生きるね、温泉と観光に生きる町を、「なんでそんなことしちゃうんだ。」と云う風なところをね、恐らく沢山の方が疑問に思っておられると思います。そう云った会にね、やはり条例づくりとか進んでますけどもね。もっと早くから腰を上げにゃいけんとかね。私どもはそう云う風に提案をして来たけどもね、なかなか今、事がそんなに。

例えばですよ、県道の内側にあるとしても、外側にあるとしても、カントリーエレベーターみたいな。ものすごく景観を損なうんですよ。あんなのでも。

だから昔、私、こんな発言をした事があった。「瓦は赤か黒かにしなさい。」青いのがあったり、赤いのがあったり、黒いのがあったり、バラダバラダではなく。そう云う風な感じでね、観光地をある程度、見て、やはりその、癒される様な観光地づくりをするって云うところが全国、数多、いっぱいあるんですよ。またそう云った事も、環境審議会とか開発審議会とか、そう云う場でもっと意見を出してもらってね。

まあ、一つよろしくお願いします。清水委員もそう云う所に籍を置いておられればね、また違った目で発言してやってください。こちらの方も出来るだけ町の方には言いますけども、ことある度に。

<p>議案第 19 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p> <p>中村推進委員</p> <p>議長</p>	<p>さて、その他にございますか。質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無しと云う風に認めます。今を持ちまして質疑を終結します。</p> <p>これより採決を行います。議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。委員全員が挙手をしていらっしゃいます。よって議案第 18 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり意見決定することに致します。</p> <p>次に議案第 19 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明を求めます。</p> <p>議案第 19 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 7-1 頁、資料 1 の 11 頁と 12 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、久見●●。土地の所在 大字田畑——。地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 501 m²。平成 6 年 9 月に鳥取県知事の転用許可を得て倉庫が建築され、以降宅地として利用されているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き本冊 7-1 頁が航空写真の位置図であります。それから資料 1 の方、11 頁が現況写真。そして 12 頁が公図であります。以上です。</p> <p>はい。以上で説明が終わりました。</p> <p>それでは引き続き、現地確認委員による調査の報告をして頂きます。それでは 19 番の中村博委員より、現地確認の調査報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>本日、現地の確認を皆さんと一緒に向かってきました。此処の 7 頁の附記にある様に、もう 30 年前に、県知事の許可を得て倉庫を建設されたんですけど。その時に地目変更が出来ておれば問題が無かったんですけども、田で登記されていると云う事で、まあ、今更と云う感じもするんですけど。この非農地の現況証明の取扱いは、早く承認するべきだと云う具合に判断しました。</p> <p>場所的には東郷川沿いで、三朝に上がる所の、県道の横になります。以上です。</p> <p>はい。それでは現地確認委員による報告を、これで終わります。</p>
----------------------------------	---	--

	山本正義推進委員 議長 事務局	<p>ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。はい。山本委員どうぞ。</p> <p>この前も此処の所、出てたでしょ。非農地に。</p> <p>はい。それでは説明してください。</p> <p>はい。山本推進委員の方からありましたのは、この間出てたのは、7-1の図面で行きますと、この度の申請地の下にあります田畑——。資材置場。土なんかの資材置場の方も地目が変わってなかったの、そちらの方をして頂いてるんですよ。</p> <p>それで、この度は倉庫の方と云う事で。以前の時には気が付かなかったんですけども、ひょんなことから倉庫の方も地目が変わってないと云う事が分かったものですから、申請者の方にお話をさせて頂いて「手続きしましょう。」と云う事を出してもらいました。</p>
	山本正義推進委員 事務局	<p>これの前の荒れた所、田畑——の方は。前も出てた様な気がするけど。</p> <p>はい。説明させて頂きますと。田畑——。道を挟んで東側。右側の田畑——と云う農地については総会には出てません。</p>
	山本正義推進委員 事務局	<p>出てないかいな。</p> <p>出てないです。総会に出てたのは田畑——の方が、この申請者の方の土地なものですから。そっちの方は、田畑——は別の、この度の申請者とは全く違う方です。全然違う。かつて出たことが無い場所。</p>
	議長	<p>と云う事で、所有者が全く違うそうです。良いですか。山本委員、今の質問について良いですか。</p>
	山本正義推進委員 議長 横川委員	<p>はい。</p> <p>その他に、質疑はございますか。どうぞ。横川委員どうぞ。</p> <p>はい。3番横川です。非農地の証明ですが、30年前、県の許可を得て建物を建ってる。その当時は、非農地とか、そう云う奴の説明とか、手続きなんかは、あった、なかった。</p>
	議長 事務局	<p>そのあたりちょっと、分かり易く。</p> <p>掻い摘んで話をしますと、此処の土地に倉庫が建ってるのは、地主さんが倉庫を建ててる会社に対して「貸しますよ。」って。会社の方が此処に土地を借りて倉庫を建てたいですよと云う事で農地転用の申請して、良いでしょうと云う事で県の許可が出ました。</p> <p>許可を得て倉庫を建てるんですけども、本来だったら倉庫を建てたらすぐに地目変更登記手続</p>

		<p>きって云う事で、して頂ければ良いんですけども。その手続きを、単純に、忘れておられて何もしてなかったと。</p> <p>転用許可の許可書自体を保管しておられましたら、その許可書も併せて農業委員会の方に持って来て頂いたら「現況確認願い」と云う、「農地転用の現況確認願い」と云うもので処理が出来ますので。そちらの方で淡々と現況の確認書を出してあげて。「じゃあこれで地目変更登記をしてくださいね。」と云うお話が出来ますけれども。如何せん、何十年も前の話ですから、許可書自体が恐らくもう紛失しておられますので。そうすると「非農地証明願い」と云う事で手続きを進めて行くしか方法が無いんですよ。</p> <p>それで、たまたま調べがついて、平成6年の9月に許可が出ていることが事務局の調査で判明しましたので、そう云う事なんですけども。</p> <p>と云う事で、当時指導は、してたはずです。けれども、申請者の方が忘れておられたと云う事になろうかと思っておりますので。</p> <p>はい。分かりました。ありがとうございます。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>今、横川委員が質問された、ちゃんと最後までしてくださいって云う事をね、良く忘れる方があるんです。例えば森林の転用にしても、何にしても。兎に角ご本人がちゃんと手続きをせにゃいけん。法務局に行って。それをしておられんからこう云う事になる。</p> <p>事務局から補足はありますか。</p> <p>いや、補足はございません。出来るだけ「完了したら手続きしなさいよ。」と云う事は、指導はしてるんですけども。忘れてしまわれるところは結構あるもんですから。何とも言えないです。</p> <p>はい。それではその他にご質問はございますか。それでは質疑も出尽くした様でございます。それではこれで質疑を終結し、採決を行います。</p> <p>議案第19号「非農地の現況証明」に対する可否決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって、議案第19号の「非農地の現況証明」については、原案のとおり可決を致します。</p>
	横川委員 議長	
	事務局 議長	

<p>議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>次に、8 頁。議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。</p> <p>お諮りを致します。申請案件である議席番号 2 番の蔵本孝広委員の整理番号 1 番 2 番。そして議席番号 4 番の山上真治委員の整理番号 5 番から 11 番。以上の案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし。」の声)</p> <p>はい。異議なしと認めます。よって整理番号 1 番 2 番。そして 5 番から 11 番。この案件を先に分割審議することに致します。</p> <p>それでは蔵本委員と山上委員は退席をしてください。</p> <p>(蔵本孝広委員と山上真治委員 退室)</p> <p>それでは、両名の退席を、確認をしましたので審議を続行致します。事務局より、総括から説明してください。</p> <p>議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 4 年 7 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、8-1 頁と 8-2 頁)</p> <p>本冊頁をめくって頂きまして、利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は 借人 4、貸人 11 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 7 件で 5,097 ㎡。3 年以上 6 年未満が 3 件で 2,432 ㎡、6 年以上 10 年未満が 1 件で 2,100 ㎡であります。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 1,388 ㎡。転作田として利用が 6,141 ㎡。普通畑として利用が 2,100 ㎡。利用権設定面積率は 0.076%であります。</p> <p>そして、頁をめくって頂きまして次の頁 7-2 が各筆明細の一覧でございます。</p> <p>分割審議頂くのは、整理番号の 1 番 2 番、そして整理番号の 5 番から 11 番と云う事になりますけども。すべての分につきまして、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございますか。</p>
--------------------------------------	----------------------------------	--

	<p>徳岡推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員 尾川委員 徳岡推進委員 尾川委員 事務局</p> <p>徳岡推進委員 事務局 徳岡推進委員 議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員 議長</p>	<p>質疑はございませんか。徳岡委員どうぞ、発言してください。</p> <p>この●●さんの田んぼの件なんですけども、R4年の7月15日から12月のその、存続期間になってますよね。これ、植え付けも出来んし、収穫も出来んじゃないですか。この12月で切れちゃうと。</p> <p>はい。じゃあ、説明してください。</p> <p>はい。この、はわい長瀬——と云う所なんですけども、去年まで●●法人がやってたんですが。それが撤退した後に「白ネギをちょっと試しに向かってみたいな。」と云う事で、お試しで向かわれると云う事だそうです。</p> <p>それで、上手く行けば延長するし、ダメだったら撤退するしと云うことで。取り敢えずの年末までと云う事で。試したいと云う事でやっておられますので。どう云う風になるかは作柄次第と云う事だそうです。</p> <p>お試しにしたって、何月に植えるかいな、あれ。ネギ。</p> <p>もう植えておられる。</p> <p>植えてないといけんわね。</p> <p>もう植えて、これぐらいになってるからね。</p> <p>あの、すみません。それで、7月15日からと云う事になってますけども、契約の手続き上、遅れてるんですが。もう既に地主さんとのお話が出来た段階で、畑の方には入っておられますので。</p> <p>植えなきゃいけません。出来んと思います。</p> <p>もう入っておられると云う事でね、地主さんの了解を得て。と云う事です。</p> <p>じゃあ良いです。</p> <p>この度は7月15日からのものだな。</p> <p>はい。一応契約期間と云うのが、新規の場合ですと公告予定日から出発の契約に、どうしてもならざるを得ないので。そう云う事になっております。</p> <p>6月に播いてあるでしょうからね、苗が。</p> <p>それじゃあ、徳岡委員。良いですか。</p> <p>はい、分かりました。ありがとうございました。</p> <p>その他にございますか、皆さんの方から。</p>
--	---	--

	<p>事務局 議長 事務局</p> <p>議長 徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員</p> <p>議長</p>	<p>それでは無い様でございます。無いですね。はい。それでは質疑を終結して、これより採決を行います。</p> <p>議案第 20 号の「農用地利用集積計画」の整理番号 1 番 2 番、そして 5 番から 11 番について、原案のとおり認めることに賛成の委員、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手でございます。よって議案第 20 号「農用地利用集積計画」の整理番号 1 番 2 番、そして 5 番から 11 番までの案件につきましては、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>それでは退席している両名は、席に戻って頂きます。</p> <p>(蔵本孝広委員と山上真治委員 着席)</p> <p>両名が席に着かれましたので、それでは審議を続行致します。</p> <p>次に議案第 20 号の整理番号 1 番 2 番、そして 5 番から 11 番以外の案件を審議致します。と申しましても。</p> <p>3 番と 4 番です。</p> <p>それでは説明してください。</p> <p>はい。整理番号 3 番と 4 番と云う事になります。</p> <p>3 番の方については赤池の■■■付近で同じ様に畑地転換と云いますか、ブロッコリーを、試験栽培をしておられたんですけども、もうちょっと面積を増やしたいと云う事で求められまして、折り合いがついて、この度利用集積計画に挙がって来てるものでございますし。</p> <p>それから整理番号 4 につきましては、実質、芝の契約の更新なんですけれども。契約手続きの判子取りなり何なりが期間が延びてしまったものですから、新規と云う事で載せて頂いておりますけれども。芝栽培が継続して行われている場所での契約と云う事でありまして。説明は以上です。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。皆さんの方からございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。徳岡委員、どうぞ。</p> <p>すみません、何回も。4 番の件なんですけれども。私、はわい長瀬に住んでおりますけれども、はわい長瀬 字 ■■■と云う場所が分からないので、どこらへんなのかちょっと。</p> <p>はい、どうぞ、説明してください。</p>
--	--	---

	事務局	<p>■■と云う字名がですね、橋津の集落の長瀬地内にある所がありますよね。と云うか、ガソリンスタンドの向かいの所、ツルツルツルってお家が建ってる所がありますけれども。そのお家のすぐ先の隣あたり。</p>
	徳岡推進委員 事務局	<p>松が生えてる所。 先って言いますのが、新川に向かって集落が繋がっていますけども、その集落の終わった所のすぐ新川側で、幹線道路の南側。要するに丁度宅地の、農道を隔てた向こう側って云う、そう云う場所になります、■■って云うのが。そのあたりが。</p>
	徳岡推進委員 事務局	<p>養鶏の反対側。 反対側ですね。だから、幹線道路の南側ですよ。北側じゃないです。</p>
	議長	<p>良いですか。</p>
	徳岡推進委員 事務局	<p>一連で芝を作ってる所ですよ。 そうです。</p>
	徳岡推進委員 事務局	<p>これまで作ってない所の畑を、芝を植えるって云う事ですね。隣は芝でしょ。 よろしいですか。</p>
	議長	<p>どうぞ。</p>
	事務局	<p>先ほど申しました様に、これまで作ってた所の契約の更新なんですけれども。契約更新なんですけど、手続きのタイムラグで今になってしまったと云う事です。だから継続して芝が植わっている場所のこと。</p>
	徳岡推進委員 事務局	<p>新規になってるからね。 ちょっと、期間空いちゃったんで。さすがに「期間が空いて継続か。」と云う話にもなっちゃうもんですから。新規と云う事で載させて頂きました。</p>
	徳岡推進委員	<p>一連の芝畑ですね。分かりました。</p>
	河井推進委員	<p>それでは、ちょっと。</p>
	議長	<p>はいどうぞ、河井委員。</p>
	河井推進委員	<p>この3番ね。事務局からあったが、ブロッコリー、この人良く頑張ってるなと思って。だいたい、どれくらいしておられるのかなあ。全体的ではなくて、●●さん。前も出てたので。</p>
	議長	<p>はい。●●さんの経営について。どうぞ、説明してあげてください。</p>

5 その他	<p>事務局</p> <p>議長 河井推進委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>以前に利用権設定で出てた所が、言ってみれば初めてブロッコリー向かわれる分で。 具体的には農協の職員さんなんです。だから勤務の合間で出来る範囲の試験的な栽培と云う事になりますから。合わせて、そうですね、ザックリ全体で、これも入れて3反弱くらいかなと思うんですけども。面積的には。そんなもんです。</p> <p>はい。河井委員、良いですか。</p> <p>はい。良いです。</p> <p>その他にはございますか、皆さんの方から。どうぞ、忌憚の無いご意見をどうぞ。 それでは以上で、質疑は終わったと云う事にさせていただきます。</p> <p>それでは議案第20号の採決を行います。「農用地利用集積計画」の整理番号1番2番、そして5番から11番以外の案件の意見決定についてを、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第20号の「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり意見決定を致します。それでは、以上で議事を終わります。</p> <p>「その他」に移ります。括弧1番「8月定例総会の日程」についてお諮りします。それでは説明してください。</p> <p>○ 8月定例総会の日程について 8月10日(水) 午後3時から</p> <p>○ 農家相談会について 6月18日(木)の相談会 件数 1件 7月21日(木) 午前9時から正午まで 担当：土海政信 職務代理、清水武敏 委員、倉本哲男 推進委員</p> <p>○ 農地パトロールについて 事前研修 7月21日(木) 午後1時30分から 7月27日(水) 出発式：午前8時45分</p> <p>○ 認定農業者協議会との意見交換会について 7月22日(金) 午後4時 中央公民館</p>
-------	---	--

6 閉会	議長	<ul style="list-style-type: none">○ 湯梨浜町二十世紀梨を大切に作る町づくり委員会委員の推薦について 山本美代子委員を推薦決定○ 湯梨浜町農業経営改善計画認定審査員の推薦について 農政担い手部会部会長の清水武敏委員を推薦決定 <p>皆さんご起立をお願い致します。</p> <p>以上で、本総会で附議されました議事は全て終了を致しました。</p> <p>それでは皆さん、本日は大変ご苦勞様でございました。以上を持ちまして閉会と致します。ご苦勞様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時40分)</p>
------	----	---